



# 山形県公報

平成18年4月1日(土)

号 外(13)

## 目 次

### 訓 令

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令..... (人 事 課) ... 1

## 訓 令

### 山形県訓令第10号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程(昭和38年8月県訓令第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「第4条第1項」を「第4条第1項又は技能労務職員に関する規則(昭和33年4月県規則第22号。以下「技労規則」という。)第3条第1項」に改め、同条第15号中「(給料の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合は、当該額を超える額)」を削る。

第12条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(昇格)」を付し、同条第1項中「第13条」を「第13条の規定」に、「1月1日、4月1日、7月1日又は10月1日に給与規則第25条又は第26条」を「4月1日(以下「昇格日」という。)に給与規則第25条又は第26条の規定(技労規則第2条第1項の規定によりその例によることとされるこれらの規定を含む。)」に、「1月、4月、7月又は10月(以下「昇格、昇給月」という。)」を「昇格日の属する月(以下「昇格月」という。)」に改め、同条第2項中「前項により」を「前項の規定により」に、「前項の」を「同項の」に、「当該昇格、昇給月」を「昇格月」に改める。

第12条の2を次のように改める。

(昇給)

第12条の2 内申権者は、次条の規定に該当する場合を除き、1月1日(以下「昇給日」という。)に給与条例第6条第1項の規定(技労規則第2条第1項の規定によりその例によることとされる給与条例第6条第1項の規定を含む。)により職員を昇給させようとする場合は、昇給日の属する月(以下「昇給月」という。)の前月の25日までに昇給等内申書(別記様式第13号)に昇給の勤務成績調書(別記様式第13号の3)を添えて内申しなければならない。

2 内申権者は、給与規則第39条後段又は第40条第1項第3号若しくは第3項後段の規定により昇給しないこととなる職員(以下「昇給しないこととなる職員」という。)について、前項の規定に準じて内申しなければならない。

3 所属長は、第1項の規定により昇給させようとする職員について、昇給日前1年間における当該職員の勤務成績を判定のうえ、昇給等内申書(別記様式第13号の2)及び同項の勤務成績調書を作成し、昇給月の前月の20日までに内申権者に提出しなければならない。ただし、所属長に係る勤務成績の判定は、内申権者が行うものとする。

4 所属長は、昇給しないこととなる職員について、前項の規定に準じて昇給等内申書等を提出しなければならない。

5 人事課長は、職員の昇給があつた場合は、昇給発令通知書(別記様式第14号)を内申権者に、昇給発令通知書

(別記様式第14号の2)及び昇給発令書(別記様式第14号の3)を所属長に送付するものとし、所属長は、当該昇給発令書を当該職員に交付するものとする。

6 第10条第5項の規定は、職員の昇給の場合に準用する。

第13条第1項中「第43条」を「第42条」に、「第46条」を「第43条」に改め、同条第2項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第15条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「給料月額を」を「号給を」に、「人事内申書に復職時等における給料月額調整調書」を「復職等の日において号給を調整する場合にあつては人事内申書に復職時等における号給調整調書」に、「内申しなければ」を「復職等の日後における最初の昇給日において号給を調整する場合にあつては第12条の2第1項に規定する昇給等内申書により内申しなければ」に改め、同条第2項中「復職時等における給料月額調整通知書」を「復職時等における号給調整通知書」に改め、同条第3項中「給料月額」を「号給」に改める。

第16条第2項中「第12条の2第4項」を「第12条の2第5項」に改める。

第22条の5第1項中「第4条から第6条までの規定」を「第3条及び第7条の5」に改める。

別表第2中	危機管理監	生活安全調整課長	を
	総務部総合政策室長	政策企画課長	
	文化環境部長、次長及び文化環境部付の職員	文化振興課長	

改革推進監及び総務部改革推進室長	政策企画課長	に改める。
危機管理監及び総務部危機管理室長	生活安全調整課長	
文化環境部長、次長及び文化環境部付の職員	県民文化課長	

別表第4第1項中「鶴岡農村整備課、酒田農村整備課」を削る。

別記様式第6号の注書第2項第1号の表第6項記載事項の欄及び第11項記載事項の欄中「調整手当」を「地域手当」に改め、同表第12項備考の欄中「給料月額」を「号給等」に改める。

別記様式第11号の3中 特別昇給 を 研修、表彰等による昇給 に、

昇給延伸 を 勤務成績不良 に改め、同様式の注書第2項中「昇格、昇給

月」を「昇格月」に、「52.4.1から55.9.30まで」を「18.4.1から21.3.31まで」に改め、同注書第3項中「前号」を「2」に改め、

同項第1号中「特別昇給」を「研修、表彰等による昇給」に、「第43条第1号及び第2号」を「第42条第1号又は第2号の規定」に、「特別昇給した」を「昇給した」に改め、同項第3号中「昇給延伸」を「勤務成績不良」に、「勤務成績不良のため昇給を延伸された職員」を「給与規則第40条第1項第3号の規定に該当して勤務成績が良好であると認められなかつた職員」に改め、同項第4号中「52.1.1～52.9.30」を「18.4.1～18.9.30」に改め、同項第5号中「52.4.1～52.7.31」を「18.4.1～18.7.31」に改める。

別記様式第13号及び別記様式第13号の2を次のように改める。

様式第13号

		イ、 4、 1 第 号 年 月 日
山形県知事	殿	
		(内申権者) 職 氏 名 印
年 月 日付け昇給等内申書		
年 月 日付け昇給等を別紙昇給等調書のとおり内申します。		

(注)「昇給等調書」の様式は、別に定める。

様式第13号の2

		イ、 4、 1 第 号 年 月 日
(内申権者)	殿	
		(所属長) 職 氏 名 印
年 月 日付け昇給等内申書		
年 月 日付け昇給等を別紙昇給等調書のとおり内申します。		

(注)「昇給等調書」の様式は、別に定める。

別記様式第13号の2の次に次の1様式を加える。

様式第13号の3

秘

年 月 日付昇給の勤務成績調書

職名	氏名	判定期間	勤務しなかつた期間						備考	勤務成績		
			休職、病気特別休暇、結核要療養休暇、育児休業等			欠勤	計	特に良好		良好	良好と認められない等	
			から	まで	日							
		から まで	から	まで	日	日	日					
		から まで	から	まで	日	日	日					
		から まで	から	まで	日	日	日					
		から まで	から	まで	日	日	日					
		から まで	から	まで	日	日	日					
		から まで	から	まで	日	日	日					

勤務成績判定者 職 氏名 印

(注) 昇給の勤務成績調書記入要領

- 1 所属職員のうち、給与規則第39条に規定する勤務成績の証明が得られるものについて記入すること。
- 2 「判定期間」欄には、前回の昇給日から昇給月の前月の末日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から昇給月の前月の末日までの期間)を「19. 1. 1から19.12.31まで」のように記入すること。
- 3 「勤務しなかつた期間」欄
  - (1) 「休職、病気特別休暇、結核要療養休暇、育児休業等」欄には、2の期間内における次の日数の合計日数を記入すること。なお、休職、負傷又は疾病による特別休暇、結核要療養休暇、育児休業及び介護休暇の期間中に勤務を要しない日又は休日が含まれていてもそれを除かない全日数を記入すること。
    - イ 休職の日数(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に起因するものを除く。以下ロからニまでにおいて同じ。)
    - ロ 負傷又は疾病による特別休暇の日数
    - ハ 結核要療養休暇の日数
    - ニ 負傷若しくは疾病により休職を命ぜられた者又は結核要療養休暇若しくは特別休暇を与えられた者が復帰後又は休暇後において、なお健康上普通勤務を困難とする場合に時間を単位として与えられる特別休暇の日数(8時間をもつて1日とし、端数は切り捨てる。以下へ、ト及び(2)に規定する日数について同じ。)
    - ホ 育児休業の日数
    - へ 部分休業の日数
    - ト 介護休暇の日数
  - (2) 「欠勤」欄には、2の期間における給与条例第14条第1項の規定に該当する日数を記入すること。
  - (3) 「計」欄には、(1)及び(2)の日数の総計を記入すること。
- 4 「備考」欄には、2の期間中に、停職、減給又は戒告処分を受けた場合又はその他の事由により勤務成績が良好と認められない場合にその旨を記入するほか、その他参考となる事項を記入すること。
- 5 「勤務成績」欄には、2の期間における当該職員の勤務成績を判定のうえ、次の各号に掲げる区分に応

じ、当該各号に定める欄に「 」を記入すること。

- (1) 給与規則第40条第1項第1号の規定に該当する職員 「特に良好」欄
  - (2) 給与規則第40条第1項第2号の規定に該当する職員 「良好」欄
  - (3) 給与規則第40条第1項第3号の規定に該当する職員 「良好とは認められない等」欄
- 6 勤務成績判定者職氏名印は、判定者の職氏名を記入し、私印を押印すること。

別記様式第14号中「(所管課長)」を「(内申権者)」に改める。

別記様式第15号を次のように改める。

様式第15号

復職時等における号給調整調書

( 年 月 日 )

職名			氏名			
給料表		級号給	級号給	同左発令年月日	年	月 日
勤務状況を調査する期間		年 月 日 ~		年 月 日		
期 間		日 数		休 暇 等 の 種 類		備 考
年 月 日から	年 月 日まで	月 日				
年 月 日から	年 月 日まで	月 日				
年 月 日から	年 月 日まで	月 日				
年 月 日から	年 月 日まで	月 日				
年 月 日から	年 月 日まで	月 日				
年 月 日から	年 月 日まで	月 日				
図 解						
決 定	調 整 期 間			合 算 期 間		調 整 数
	勤 務 期 間					
	調 整	発 令 級 号 給				
次 期 昇 給 日 の 予 定	調 整 期 間			合 算 期 間		調 整 数
	勤 務 期 間					
	調 整 数 の 合 計			発 令 級 号 給		

(注) 復職時等における号給調整調書記入要領

- 1 「級号給」欄には、休職等の期間の初日において受けていた級号給を記入すること。
- 2 「勤務状況を調査する期間」欄には、基準日(休職等の期間の初日の直前の昇給日(休職等の期間の初日が昇給日である場合にあっては、その日))から復職等の日の前日までの期間を記入すること。
- 3 「期間」、「日数」、「休暇等の種類」及び「備考」欄には、算定期間(一の昇給日から次の昇給日の前日までの期間)ごとに記入すること。また、「備考」欄には、勤務状況を調査する期間中に停職、減給又は

戒告処分を受けた場合にあつては処分の種類及び年月日を、給与条例第14条第1項に規定する欠勤がある場合にあつては欠勤日数を記入すること。

- 4 「図解」欄には、勤務状況を調査する期間中の勤務及び休職等の状況について、勤務期間及び休職等の期間を算定期間ごとに図解すること。また、休職等の期間中に、給与規則第39条に規定する昇給、給与規則第42条若しくは第43条に規定する昇給、給与規則第28条第1項の規定に該当する昇格、給与規則第29条第1項の規定に該当する降格又は給与規則第30条第1項若しくは第32条第1項に規定する異動(以下「昇給等」という。)があつた場合には、図解中に当該昇給等の年月日と昇給等後の級号給を記入すること。
- 5 欄は、記入しないこと。

別記様式第15号の2中「復職時等における給料月額調整通知書」を「復職時等における号給調整通知書」に、

「給料月額の」を「号給の」に、  
「次 期 昇 給 予 定 等」を

「次期昇給日における発令予定級号給」に改める。

別記様式第17号を次のように改める。

様式第17号

退職手当支給調書

勤務 公所						職名			氏名			
生年 月日	年	月	日	年齢	歳	退職 事由						
勤 続 期 間	区分	期 間					換算年月数	備 考				
	在職 期間	年 月 日から 年 月 日まで					年	月				
		年 月 日から 年 月 日まで					年	月				
		年 月 日から 年 月 日まで					年	月				
		在 職 期 間 計 (A)					年	月				
	除算 期間	年 月 日から 年 月 日まで					年	月				
		年 月 日から 年 月 日まで					年	月				
除 算 期 間 計 (B)					年	月						
退職手当算定の基礎となる期間 (A - B)						年	月 ( 年 )					
根 拠 条 項	山形県職員等に対する退職手当支給条例 第 条											
退職日 給料月額	退職日	年	月	日	勤続 期間	年	月( 年 )	支給率	月分			
	給 料	円 ( 職給料表 級 号給 )										
	給 料 の 調 整 額	円 ( 調整基本額 円・調整数 )										
	計	円 ( 扶養手当 円・地域手当 円 )										
特 例 給 料 月 額	円 { × ( 1 + 0.02 × ) }											
特定減額 前給料月額	減額日前日	年	月	日	勤続 期間	年	月( 年 )	支給率	月分			
	給 料	円 ( 職給料表 級 号給 )										
	給 料 の 調 整 額	円 ( 調整基本額 円・調整数 )										
	計	円 ( 扶養手当 円・地域手当 円 )										
特 例 給 料 月 額	円 { × ( 1 + 0.02 × ) }											
退職手当基本額	円 ( )											
退職手当 調整額	区 分	調整月額	基 礎 在 職 期 間					計				
	第 号	円	月	年	月	日	から	年	月	日	まで	円
	第 号	円	月	年	月	日	から	年	月	日	まで	円
	第 号	円	月	年	月	日	から	年	月	日	まで	円
	第 号	円	月	年	月	日	から	年	月	日	まで	円
	合 計 月 数	円	月	合 計								円
				1/2相当額								円
合 計		円 ( + )										
退職手当内申額		円 ( )										
退職手当決定額		円 ( )										
退職後の職業 ( 就業年月日 )												

- (注) 1 「備考」欄には、「職員」、「休職」等と記入すること。
- 2 「退職日給料月額」の項
- (1) 「計」の項の ( ) 内には、職員が山形県職員等に対する退職手当支給条例第7条の5の規定の適用を受ける場合における扶養手当及び地域手当の月額を記入すること。
  - (2) 「特例給料月額」の項には、職員が山形県職員等に対する退職手当支給条例第6条の3の規定により読み替えられた同条例第6条第1項の規定の適用を受ける場合における給料月額の特例額を記入すること。
- 3 「特定減額前給料月額」の項
- (1) 職員が山形県職員等に対する退職手当支給条例第6条の2の規定の適用を受ける場合に記入すること。



- (2) 「計」の項の( )内には、職員が山形県職員等に対する退職手当支給条例第7条の5の規定の適用を受ける場合における扶養手当及び地域手当の月額を記入すること。
- (3) 「特例給料月額」の項には、職員が山形県職員等に対する退職手当支給条例第6条の3の規定により読み替えられた同条例第6条第1項及び第6条の2の規定の適用を受ける場合における給料月額の特例額を記入すること。
- 4 「退職手当調整額」の項の「合計」の項中「1/2相当額」には、職員が山形県職員等に対する退職手当支給条例第7条の4第4項第2号の規定の適用を受ける場合に「合計」の項に記載された額の2分の1に相当する額を記入すること。
- 5 欄は、記入しないこと。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成18年4月1日印刷  
平成18年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056